



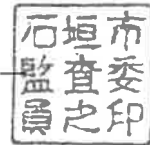
石垣市監査委員告示第1号

令和6年度随時監査結果報告書の公表について

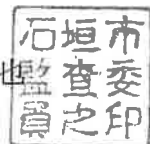
令和6年度随時監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和7年1月21日

石垣市監査委員 前 原 博



石垣市監査委員 石 垣 達



令和 6 年度

随時監査結果報告書

【議会の議決に付すべく動産の買入れについて】

令和 7 年 1 月

石 垣 市 監 査 委 員

目 次

第1 監査のテーマ及び監査の目的

- 1 監査のテーマ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 監査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 監査の実施概要

- 1 監査の種類及び基準・・・・・・・・ 3
- 2 監査の対象・・・・・・・・ 3
- 3 監査の方法・・・・・・・・ 3
- 4 監査の期間・・・・・・・・ 3
- 5 対象課へのヒヤリング等・・・・・・・・ 4

第3 関係法令等

- 1 契約に係る議決・・・・・・・・ 4
- 2 物品の定義・・・・・・・・ 5

第4 監査の結果

- 1 実態調査・・・・・・・・ 5
- 2 調査の結果・・・・・・・・ 6

- 第5 判断・・・・・・・・ 6
- 資料・・・・・・・・ 7

第1 監査のテーマ及び監査の目的

1 監査のテーマ

「議会の議決に付すべく動産の買入れについて」

2 監査の目的

本監査は、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年石垣市条例第8号。以下「条例」という。）第3条に規定する予定価格2,000万円以上の動産の買入れにおいて、過去に議決を得ていない契約があったとして令和6年10月臨時議会に追認する議案が提案され、議決された。審査過程において、監査委員において瑕疵を発見できなかったのかとの議会からの質疑もあったが、定期監査等において対象部署や契約時期等により事業が対象とならなかったことで発見に至らなかった旨を報告している。

しかしながら、当該案件については、重要な事務手続きの誤りであり、監査委員として、改めて、独自で契約状況を確認し、併せて条例第3条に係る議決の有無を監査するべく、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を実施した。

第2 監査の実施概要

1 監査の種類及び基準

この監査は、地方自治法第199条第1項及び第5項に定める随時監査として、石垣市監査委員監査基準（令和2年石垣市監査委員告示第3号。以下「監査基準」という。）に準拠し、実施した。

2 監査の対象

平成22年4月1日から令和6年9月30日までの間に締結した、予定価格2,000万円以上の財産の取得のうち、市議会の議決を欠いている動産の買入れに該当する契約を対象とした。

3 監査の方法

平成22年4月1日から令和6年9月30日までの間に行われた契約金額1,200万円以上の物品購入（消耗品、備品等）に係る契約状況を調査し、予定価格2,000万円以上の契約について議決の有無を確認した。

4 監査の期間

令和6年10月23日から令和7年1月21日まで

5 対象課へのヒヤリング等

対象課：消防総務課、総務部財政課、企画部観光文化課

場所：監査委員事務局内

日時：令和7年1月15日（水）

第3 関係法令等

1 契約に係る議決

契約に係る議決は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）及び条例において次のとおり規定されている。

（1）地方自治法第96条第8号

前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

（2）地方自治法施行令第121条の2の2第2項

地方自治法第96条第1項第8号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第4上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第4（第121条の2の2関係）※上欄は左欄、下欄は右欄へ表示

不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が都道府県にあっては1件2万平方メートル以上、指定都市にあっては1件1万平方メートル以上、市町村にあっては1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	千円
	都道府県 70,000
	指定都市 40,000
	市 20,000
	町村 7,000

（3）条例第3条

地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

2 物品の定義

物品は、地方自治法において次のとおり規定されている。

(1) 地方自治法第 237 条

この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

(2) 地方自治法第 239 条

この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で、次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

したがって、備品及び消耗品については、物品に属する動産となる。

第 4 監査の結果

1 実態調査

(1) 事前調査

予定価格が 2,000 万円以上となる契約を調査するにあたって、石垣市財務規則第 104 条第 1 項に規定する最低制限価格の 10 分の 6 を基準に設定し、平成 22 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間に行われた 1,200 万円以上の物品購入（消耗品、備品等）の契約について、財務会計システムからのデータの抽出を総務部財政課へ依頼し、提出を受けた。

(2) 状況調査

提出を受けた 1,200 万円以上の契約について、物品等契約関係状況調査により、契約の名称、契約の相手方、予定価格、契約金額、契約年月日、議決対象契約については議決年月日等の調査を実施した。

2 調査の結果

調査の結果、1,200 万円以上の契約数は 72 件でそのうち議決対象契約は 30 件あり議決済が 29 件、未議決が 1 件であった。（資料 1 参照）

なお、議決済には追認された 9 件を含んでいる。

予定価格が 2,000 万円以上の財産の取得で議決を欠いている契約を以下のとおり確認した。

(1) 所管課 消防総務課

契約年月日 平成 25 年 12 月 10 日
件 名 自主防災組織配備資機材
予 定 価 格 23,079,105 円
契 約 金 額 18,406,500 円
支 出 科 目 備品購入費

購入物品は、救急箱、救助工具収納箱、リヤカー、消火器、発電機などとなっている。先の令和 6 年 10 月の臨時議会で追認された平成 24 年度、平成 26 年度自主防災組織配備資機材と関連する事業である。

議会の議決を受けなかった理由については、職員の法知識が不足していたと考えられるが、10 年以上が経っており、明らかではない。

また、契約額が 2,000 万円以下であったため、追認を受ける対象事業の洗い出しに漏れていたと思われる。

第 5 判断

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号は、「財産に取得における予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れ」について、議会の議決を要するものとしているが、その趣旨は、地方自治法施行令及び条例が定める財産の取得に係る契約の締結行為は、地方公共団体にとって重要な経済行為に当たり、その財政に及ぼす影響が大きいものとなるおそれがあることから、これに関して執行機関の長の判断のみに委ねるのではなく、住民の代表である議会の議決を得ることで、住民の利益を保護するとともに、当該事務処理が住民の代表の意思に基づき適正に行われることを期することにあると解される。

本件随時監査により確認した平成 25 年度自主防災組織配備資機材の契約に基づく動産の買入れは、市議会の議決を経なければならず、議決を経ることなく締結された契約は地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号に反し違法であり無効と解されるので、市長は速やかに追認の議決を得るよう勧告する。

また、今回の監査をする中で、予定価格と算出根拠となる設計額が相違しているものや公文書の所在不明など適切でないと思われる事務処理が見受けられた。

今回の件を受けて、当局として予定価格様式の変更、職員の法知識の徹底、チェック体制の構築など再発防止策を図っているとのことであり、今後、同様な事務処理の誤りがないよう強く望むものである。

資料 1

令和 6 年度随時監査対象課一覧

No	部	課名	契約数	負担行為数	議 決 対象契約	議決数	廃 棄 文書数
1	総務部	防災危機管理課	3 件	5 件	2 件	2 件	
2	〃	契約管財課	3 件	3 件	2 件	2 件	
3	企画部	観光文化課	4 件	4 件	1 件	1 件	
4	市民保健部	健康福祉センター	17 件	17 件	0 件	—	13 件
5	農林水産 商工部	農政経済課	2 件	2 件	0 件	—	
6	建設部	都市建設課	1 件	1 件	0 件	—	
7	〃	道路・施設課	3 件	3 件	1 件	1 件	
8	〃	港湾課	1 件	1 件	1 件	1 件	
9	教育部	教育総務課	1 件	1 件	1 件	1 件	
10	〃	学務課	12 件	12 件	5 件	5 件	9 件
11	〃	学校教育課	5 件	5 件	2 件	2 件	1 件
12	〃	学校給食センター	1 件	2 件	1 件	1 件	1 件
13	〃	図書館	1 件	1 件	0 件	—	
14	消防本部	消防総務課	18 件	18 件	14 件	13 件	
合 計			72 件	75 件	30 件	29 件	24 件

※契約数は 1,200 万円以上の契約である。

※議決対象契約は、予定価格が 2,000 万円以上の契約と文書廃棄により予定価格不明な 2,000 万円以上の負担行為額である。